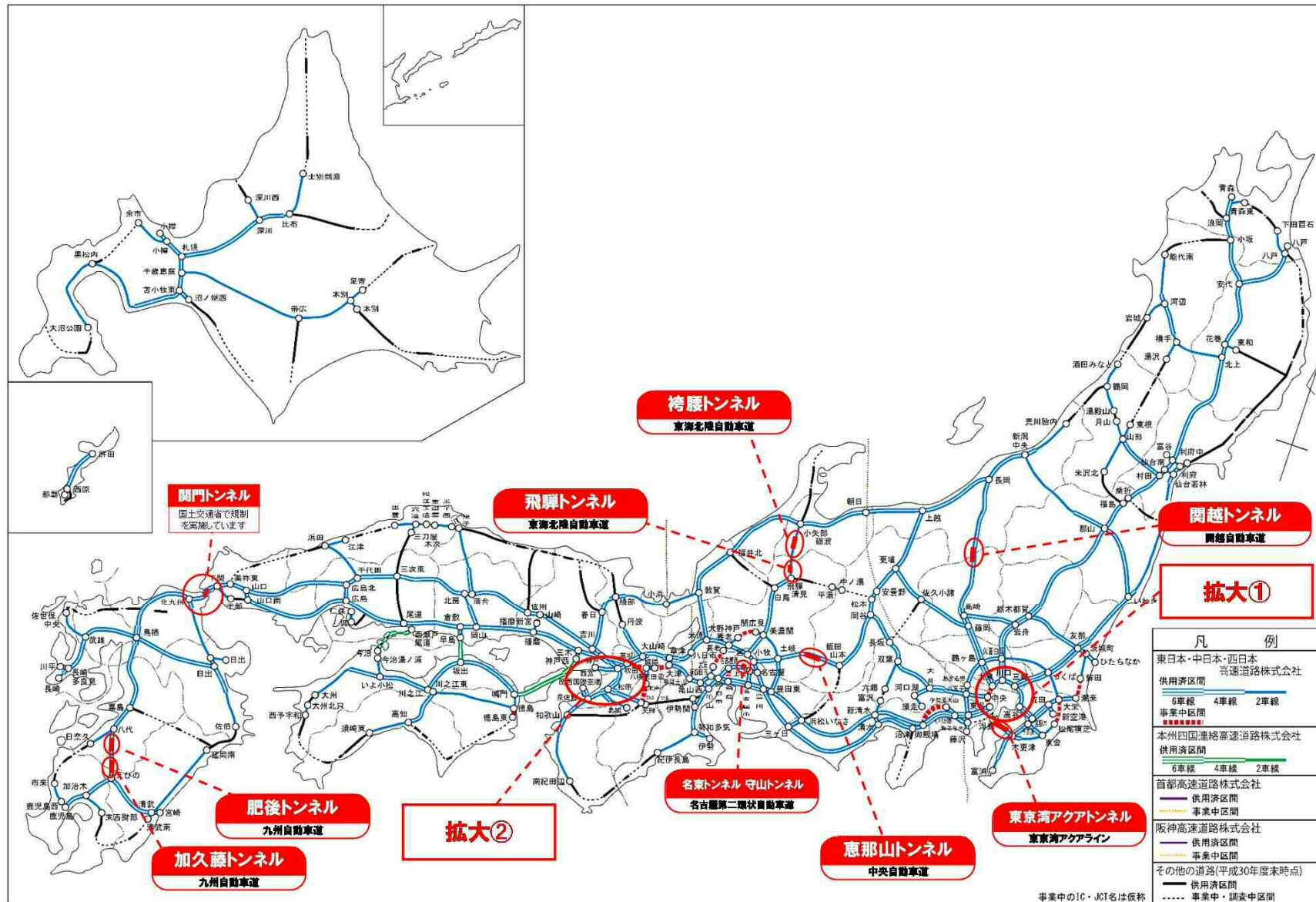
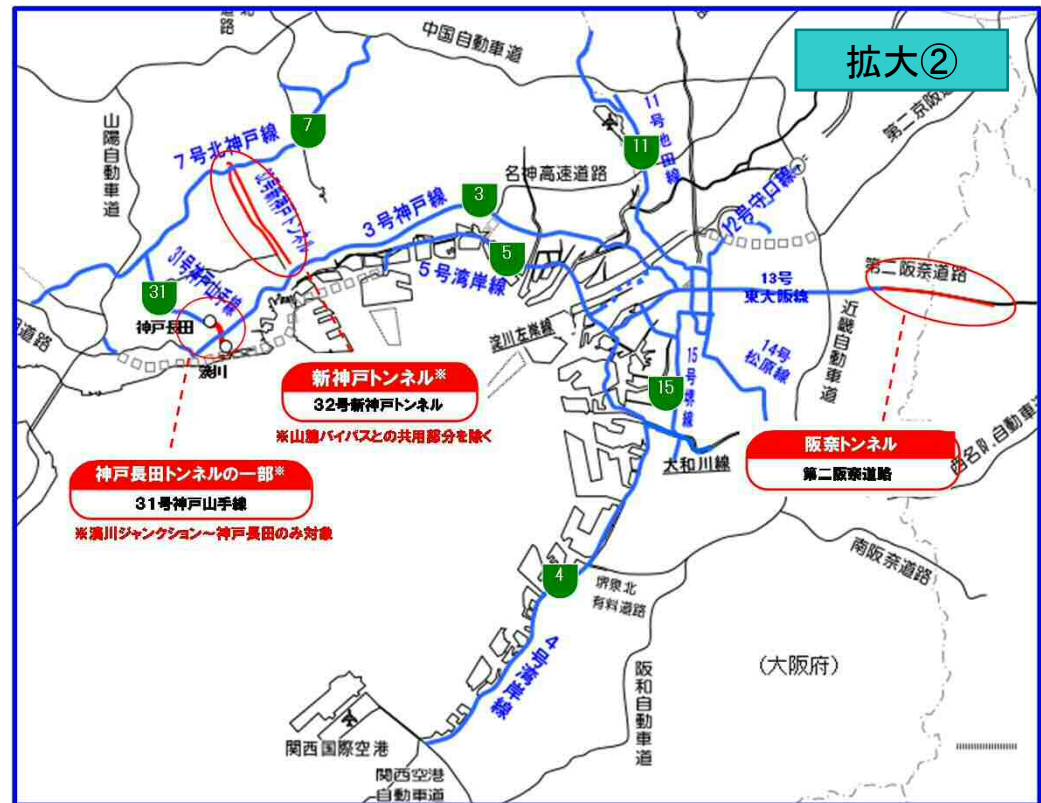
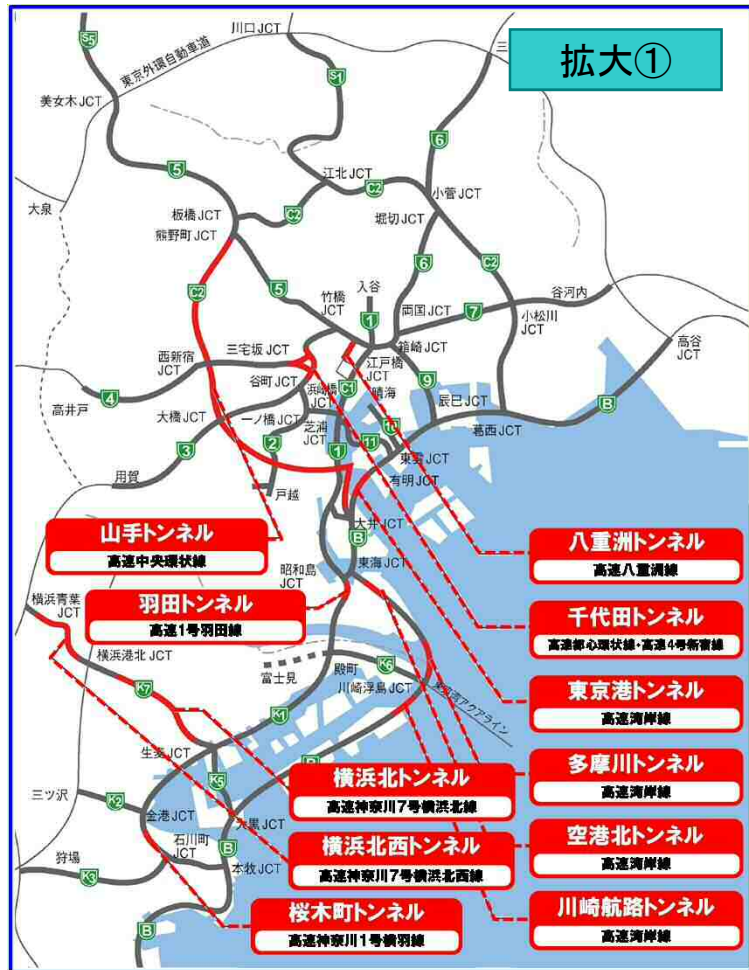


水底トンネル等における危険物積載車両の通行禁止・制限 規制対象トンネル位置図





- 図中の高速道路のトンネルについては、道路法の規定に基づき、**危険物積載車両の通行を禁止**したり、**通行の制限**を行っています。
- **通行禁止の対象となっている危険物を積載する場合、または通行制限の対象となっている危険物で積載量等の通行可能要件を満たさない場合は、規制トンネルを通行することができませんので、トンネル手前のインターチェンジで流出するか、別ルートに迂回していただきます。**
- 通行の危険の防止等を目的に実施しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。

通行禁止品目

表1の危険物を積載する車両は通行することができません。

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表 示 名	
項 目	品 名
火 薬 類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬
	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火 薬 類 以 外 の 爆 発 性 物 質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表 示 名	
項 目	品 名
毒 物	シアン化水素 塩化シアンゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
	クロルピクリン
劇 物	
毒 物 ・ 劇 物 以 外 の 有 毒 性 物 質	二酸化窒素（四酸化二窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表 示 名	
項 目	品 名
水 又 は 空 気 と 作 用 し て 発 火 性 を 有 す る 物 質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これと同程度以上の発火性を有するもの

通行制限品目

表2の危険物を積載する車両のうち、同表内の車両の種類、積載数量、容器の内容積等の要件を満足しない車両は通行することができません。

1 火薬類及びがん具煙火

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	その他
火 薬 類	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下	
火 工 品	工業雷管 電気雷管 信号雷管 導火管付き雷管 銃用雷管	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100個以下	その原料をなす火薬 10キログラム又は爆薬 5キログラム以下
	突包		25個以下	
	空包		10,000個以下	
	導爆線		1,000個以下	
	制御発破用コード		100メートル以下	
	導火線		20メートル以下	
	信号えん管		2,000メートル以下	
	信号火せん		100個以下	
	その他火薬類取締法に規定する火工品			
	が ん 具 煙 火		がん具煙火	

2 高圧ガス

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	容器の内容積 その他
可 燃 性 ガ ス 及 び 毒 性 ガ ス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (フロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容量60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	1 高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。 2 記1の表に示すトンネルのうち、飛騨トンネル、袴腰トンネル、名東トンネル、守山トンネル、山手トンネル、神戸長田トンネル、横浜北トンネル、横浜北西トンネルを除き、水素を燃料とする車両で燃料の容器に水素が充てんされたものを運搬する場合にあっては、左記の要件は適用除外とする。ただし、運搬される車両が、道路運送車両法に基づき車両の保安基準又はそれと同等の基準を満たしている場合に限る。
	酸 素		酸素	
不 活 性 ガ ス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容量90立方メートル以下 液化ガスの場合は、18,000リットル以下	圧縮ガスの場合は、120リットル未満 液化ガスの場合は、18,000リットル以下
	注		圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。	

3 毒物又は劇物

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	その他
毒 物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。）で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	アンモニアを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。） その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げるものを除く。） 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4 消防法別表第1に掲げるもの

項目	表 示 品 名	性状等	車両の種類	要 件	
				積 載 数 量	その他
第 一 類 ・ 酸 化 性 固 体	塩素酸塩類	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	過塩素酸塩類				
	無機過酸化塩類				
	亜塩素酸塩類				
	臭素酸塩類				
	硝酸塩類				
	よう素酸塩類				
	過マンガン酸塩類				
	重クロム酸塩類				
	その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				

通行制限品目4のつづき

品名	性状	積載数量	車両の種類	制限事項
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの 引火性固体	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第2号に掲げる性状を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車 100キログラム未満 500キログラム未満 第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 500キログラム未満 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化物 金属のりん化合物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車 10キログラム未満 20キログラム未満 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第四類・引火性液体	特殊引火物 第一石油類 アルコール類 第二石油類 有機過酸化化合物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第11号から第14号までによるものとする。 ③項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ④品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第1備考第19号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車 50リットル未満 非水溶性液体 200リットル未満 水溶性液体 400リットル未満 400リットル未満 非水溶性液体 1,000リットル未満 水溶性液体 2,000リットル未満 普通自動車及び四輪以上の小型自動車 第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。 消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車 300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。

注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。
 注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5 腐食性を有する物質

項目	品名	車両の種類	要件	
			積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフルル		400キログラム未満	

6 マッチ

項目	品名	車両の種類	要件	
			積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
 注2 「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。
 注3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の大きい方に含まれるものとする。
 注4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネル及びこれに類するトンネル名称及び管理会社

トンネル名称	管理会社
関越トンネル	東日本 高速道路(株)
東京湾アクアトンネル	
恵那山トンネル	
飛騨トンネル	中日本 高速道路(株)
袴腰トンネル	
名東トンネル	
守山トンネル	
阪奈トンネル	西日本 高速道路(株)
肥後トンネル	
加久藤トンネル	
羽田トンネル	
八重洲トンネル	
千代田トンネル	首都 高速道路(株)
山手トンネル	
空港北トンネル	
東京湾トンネル	
多摩川トンネル	
桜木町トンネル	
川崎航路トンネル	
横浜北トンネル	阪神 高速道路(株)
横浜北西トンネル	
神戸長田トンネル	
新神戸トンネル	

○問合せ先
 独立行政法人
 日本高速道路保有・債務返済機構
 総務部管理課 TEL 045-228-5977(代表)

※詳細はHPをご覧ください↓↓
<http://www.jehdra.go.jp/kikenbutsu.html>